

3月1日(日)～7日(土) **全国一斉 春の火災予防運動を実施します**

全国統一防火標語「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

春の火災予防運動は、火災予防の意識を高め、火災の発生を防止することを目的としています。この機会に一人ひとりがご自身の防火意識を見直すとともに、かけがえのない命や財産を失わないよう、タバコの後始末やストーブ、ガスコンロなど、火気の使用には十分注意しましょう。

■住宅用火災警報器の設置・維持管理■

住宅用火災警報器は、火災発生時の逃げ遅れによる犠牲者をなくすため、全ての住宅への設置が義務付けられています。まだ設置がお済みでないご家庭は、早急に設置をお願いします。

また、設置がお済みのご家庭では、定期的に点検・清掃をしていただき、おおむね10年を目安に警報器の交換をお勧めいたします。

★調査にご協力ください★

住宅用火災警報器の設置状況等の調査のため、消防職員による訪問調査を実施します。ご協力をお願いします。

実施期間 3月1日(日)～31日(火)



あなたも町のヒーローに！ 杉戸町消防団員を募集します

町では、4月1日より新規消防団員を募集します。

消防団員は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護精神に基づき、普段は自分の仕事を持ちながら、地域社会のために活躍しています。

火災はもとよりその他の災害の活動や、住民に対する防火指導、火災予防における消防広報活動、応急手当等の普及啓発活動など、地域住民のみなさんの「安心・安全のサポート」のために参加してみませんか。



応募資格 町内在住または在勤の方で満18歳以上の男女で健康な方

活動内容 ①住民に対する防火指導
②火災予防運動における消防広報活動
③応急手当等の普及啓発活動 など

処遇等 ①杉戸町消防団条例に基づき、年報酬、出動手当を支給。
②活動服、靴等を貸与。
③公務災害補償、退職報償金、表彰等の制度あり。

選考方法 面接による選考。

応募方法 上記担当までお問い合わせください。

小学生の見守り活動にご協力を！

4月から新学期が始まります。

小学生が交通事故に遭わないよう地域の皆様の見守り活動へのご協力をお願いします。

特に、新一年生のいるご家庭では、事前に一緒に通学路を歩いて危険箇所等を把握し、具体的な安全確認のやり方を教えてあげましょう。

■小学生の事故の特徴

- 小学1、2年生（新入学児童）が最も事故に遭う件数が多い。
- 1年の中で4月～5月までの間に事故が多発している。
- 午前7時台の通学時、15時～17時台の下校時や帰宅後の外出時に事故に遭うことが多い。
- 小学校低学年は歩行中に、高学年は自転車乗車中に事故に遭う割合が高い。などが挙げられます。



問合せ
杉戸警察署 交通課
交通総務係 ☎ (33) 0110

町内巡回バスが運休します

4月1日(水)より新しい運行方法での町内巡回バスの運行を開始するにあたり、その準備作業を行いますので、下記日程で町内巡回バスを運休とさせていただきます。利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

運休日
3月30日(月)、31日(火)（4月1日(水)からは、新しい運行方法での巡回バスの運行が開始します。）

■町内巡回バスサポーターを募集します

町内巡回バスの安定的な運行を図るため、町内巡回バスを協賛金で応援してくれるサポーターを募集します。
・1口1,000円 ※町内町外、個人法人は問いません。 ※募集締切はなく、随時募集します。

■町内巡回バス広告を募集します

町内巡回バスのスペースを使って、広告の掲載をする事業者を募集します。

- ・車内 A3横 1枠あたり1か月2,000円
- ・車外 80cm×40cm（予定） 1枠あたり1年50,000円（3枠以上は、1枠あたり40,000円）

※個人名称の広告はできません。

※募集締切はなく、随時受付をしますが、広告の内容、応募状況によっては、掲載をお断りする場合があります。



町内巡回バス特別乗車証を発行します

障害者手帳をお持ちの方は、4月1日以後、障害者手帳に加えて、町が発行する特別乗車証を提示することで、町内巡回バスを無料でご利用いただけます。

【特別乗車証申請について】

申請期間 3月16日(月)～（申請に期限はありません）

対象 ①杉戸町に住民登録があり、町内に住んでいる方 ②県が発行する障害者手帳をお持ちの方

持ち物 障害者手帳 **申請窓口** 福祉課 障がい福祉担当

※特別乗車証に有効期限はありませんが、対象者の要件に該当しなくなった場合は、返却する必要があります。

※代理人による申請も可能です。

就学援助の申請を受付けます

経済的に困窮している世帯を対象に、学用品・給食費等の費用の一部を援助します。援助を希望する方は、申請書に必要書類を添えて申請してください。

対象

- (1)次のいずれかに該当になる方
 - ①生活保護の停止または廃止
 - ②町民税の非課税または減免
 - ③国民年金保険料の減免
 - ④国民健康保険料の減免、または徴収の猶予（18歳未満の被保険者が3人以上いる世帯の減免を除く）
 - ⑤児童扶養手当の支給 など
- (2)世帯の収入が不安定などで、援助が必要と認められる方

申請に必要なもの

- ①就学援助申請書（学校または学校教育課で配布します）
- ②前年の所得を証明できる次のいずれかの書類（就学児童生徒・学生以外の方全員分）
 - ・源泉徴収票、確定申告書控の写し
 - ・令和2年度住民税決定証明書
- ③「対象(1)」の該当者は、該当事由を証明する決定（承認）通知書、受給者証の写し

援助内容 学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費、給食費、児童・生徒会費、PTA会費

受付場所 各学校、または学校教育課

受付期間 4月1日(水)～令和3年1月29日(金)（土・日・祝日・年末年始を除く）

※毎年度の申請が必要です。

※4月分からの援助を希望する方は、必ず4月30日(木)までに申請してください。

5月1日(金)以降に申請の場合は、申請月の翌月からの支給となります。

